

## ○宮のみちサポプログラム実施要綱

### (目的)

第1条 「宮のみちサポプログラム」(以下、「本制度」)は、地域住民、企業、ボランティア等の団体(以下、「団体」)と宇都宮市(以下、「市」)が連携・協力し、団体の活動を市が支援することで、団体の活動の継続に資することを目的とする。

### (対象地)

第2条 本制度の対象地は、市が管理する次の各号に定めるものとする。

- (1) 認定市道(道路法の適用を受ける道路)
- (2) 法定外道路(道路法の適用を受けない道路)
- (3) 法定外水路(河川法の適用を受けない水路)
- (4) その他市が認めるもの

### (対象団体)

第3条 本制度の対象団体は、2人以上で構成され、定期的かつ継続的に活動できるものとする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する団体は、対象としない。

- (1) 未成年者を代表とする団体
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反する団体
- (3) 前各号に規定するもののほか、制度の趣旨に反する行為を行うおそれがあると市が認める団体

### (対象の活動内容)

第4条 団体は、次に掲げる活動のいずれかを年4回以上行うこととする。

- (1) 清掃
- (2) 簡易的な除草

2 団体は、前項の活動を100m以上の対象地で実施することとする。

なお、第2条第1項第4号「その他市が認めるもの」については、1箇所以上かつその範囲全てとする。

### (協定に係る申請)

第5条 本制度に参加しようとする団体は、「宮のみちサポプログラム協定申請書」(別記様式第1号)を市に提出する。

### (協定書の締結)

第6条 市は、前条の規定により申請があった場合、その申請内容を審査し、適当と認めるときは、申請した団体と協定を締結する。適当でないと認めるときは、その旨を理由とともに通知する。

### (協定書の変更)

第7条 前条の規定により市と協定を締結した団体(以下、「協定団体」)は、協定の内容に

変更が生じたときは、「宮のみちサポプログラム協定変更届」(別記様式第2号)を市に提出する。

(協定の解除)

第8条 協定団体は、第6条の規定により締結した協定を解除しようとするときは、「宮のみちサポプログラム協定解除申請書」(別記様式第3号)を市に提出しなければならない。

(協定の取消し)

第9条 市は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、協定団体との協定を取消することができる。

- (1) 協定団体の活動が協定の内容と異なるとき。
- (2) 協定団体が公共の利益に反し、又は反するおそれがある行為を行ったとき。
- (3) その他市が必要と認めたとき。

2 前項の規定により協定の取消しを行った際は、「宮のみちサポプログラム協定取消し通知書」(別記様式第4号)により通知する。

(活動計画及び活動報告)

第10条 協定団体は、協定締結後、活動を開始するまでに速やかに当該年度の「宮のみちサポプログラム活動計画書」(別記様式第5号)を作成し、市に提出する。

2 協定団体は、活動計画書に定めた活動終了後、都度、速やかに「宮のみちサポプログラム活動報告書」(別記様式第6号)を市に提出する。

(道路に係る情報提供)

第11条 協定団体は、対象地内の道路の破損等を発見した際は、速やかに市に情報提供を行う。

(市の支援)

第12条 市は、協定団体が行う活動に対し、必要な支援を行う。

(委任)

第13条 この要綱のほか、本制度の実施に関し必要な事項は、協定に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月23日に制定する。